

表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、坂井市内にあって、永年社会福祉事業に協力援助し、その活動および功績が優良と認められる者の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の区分および対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号に掲げる個人または団体とする。

(1) 功労表彰

(ア) 民生委員児童委員でその功績顕著な者

(イ) 福祉委員でその功績顕著な者

(ウ) 民間社会福祉団体または特定非営利活動法人（以下「民間社会福祉団体等」という。）の役職員でその功績顕著な者

(エ) ボランティア活動等が特に顕著な者

(オ) 障がい克服して自立更生し、他の障がい者の模範と認められる者

(2) 永年勤続表彰

社会福祉事業における永年勤続功労者

(3) 特別表彰

前各号の定める者のほか、特に表彰することが必要と認められる者

(表彰の制限)

第3条 表彰の要件に該当している者にあっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰の対象から除くものとする。

(1) 国、県及び市から同等の表彰を受けたことのある者

(2) 全国及び福井県の社会福祉協議会会長から同等の表彰を受けたことのある者

(民生委員児童委員功労表彰の資格)

第4条 民生委員児童委員功労表彰に該当するものの資格は、民生委員児童委員としての在職期間が9年以上で、その活動が顕著であるものとする。

(福祉委員功労表彰の資格)

第5条 福祉委員功労表彰に該当するものの資格は、福祉委員としての在職期間が9年以上であるものとする。

(民間社会福祉団体等功労表彰の資格)

第6条 民間社会福祉団体等功労表彰に該当するものの資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

(1) 民間社会福祉団体等の役職員の現職であること

(2) 民間社会福祉団体等の役職員としての在職期間が役員にあっては10年以上、職員にあっては15年以上であること。

(ボランティア功労表彰の資格)

第7条 ボランティア功労表彰に該当するものの資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

(1) 社会福祉事業等のボランティアとして現在なお活動中であること。

(2) 社会福祉事業等のボランティアとしての活動期間が10年以上であること。

(自立更生功労表彰の資格)

第8条 自立更生功労表彰に該当するものの資格は、障がい克服し積極的に努力し、自立更生しているものとする。

(永年勤続表彰の資格)

第9条 現に民生委員児童委員または社会福祉施設、社会福祉協議会もしくは民間社会福祉団体等の役職員であって、勤続20年(通算)以上の者であること。

(感謝の対象)

第10条 会長が感謝の意を表す対象は、次のとおりとする。

- (1) 本会に多額の金品を寄付したもの(10万円以上)
- (2) 社会福祉団体等、施設または民生委員児童委員活動等社会福祉活動の各般にわたり積極的に協力援助している個人および団体ならびに企業等とする。

(表彰等の方法)

第11条 表彰等の方法は、表彰状または感謝状を贈ることによって行う。ただし、併せて記念品を贈ることができる。

(表彰等の時期)

第12条 表彰等は、原則として坂井市社会福祉大会において行うものとし、同大会が開催されない年次においては、適当な時期に行うものとする。

(候補者の推薦)

第13条 表彰に該当するものの推薦は、次の表の定めるところによる。

表 彰 者 の 区 分	推 薦 者
功労表彰 ・ 民生委員児童委員(様式1) ・ 福祉委員(様式2) ・ 民間社会福祉団体等の役員(様式3) ・ ボランティア(様式4、5) ・ 自立更生者(様式6)	市長または民生委員児童委員協議会長 社会福祉協議会長 民間社会福祉団体等長 民間社会福祉団体等長、施設長、社会福祉協議会長、 障がい者団体長
永年勤続表彰(様式7)	市長、民間社会福祉団体等長、施設長、社会福祉協議会長
特別表彰(様式8)	市長、社会福祉協議会長
感謝(様式9) ・ 寄付者 ・ 社会福祉事業協力援助者	社会福祉協議会会長 民間社会福祉団体等長、施設長、社会福祉協議会長

2 前項の規定にかかわらず、会長又は市長はその候補者を推薦することができる。

(表彰の選考)

第14条 被表彰者の選考は、選考委員会において行う。

- 2 選考委員会は、会長が理事の中から指名する者をもって構成する。
- 3 選考委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(委任)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年1月25日から施行する。
この規程は、平成24年7月24日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

坂井市社会福祉協議会表彰規程施行細則

(総則)

第1条 この細則は、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会表彰規程（以下「表彰規程」という。）第14条の規定に基づき、表彰および感謝に関する事項について定めるものとする。

(勤続、在職年数の算定)

第2条 被表彰候補者の勤続、在職年数の算定は次のとおりとする。

- (1) 勤続年数の算定期間は、原則として当該年度の基準日で算定する。ただし、民生委員児童委員功労者に関しては、改選年度に限り11月30日現在で算定することができる。
- (2) 在職期間が中断されている場合は、その在職期間を通算するものとする。